



社会保険労務士 越智オフィス事務所便り

「個人賠償責任保険」に加入していますか？

◆日常生活で思わぬことが…

日々の暮らしの中で、思わぬ形で人にケガをさせたり、物を壊してしまったりした場合に、「個人賠償責任保険」に加入していれば、保険金により相手方と与えた損害を賠償することができます。

以下では、主な補償の例や加入時の注意点をまとめました。

◆補償の対象となるケースは？

この保険の補償の対象となる主なケースとしては、以下のようなものが挙げられます。

- ・自転車で人をはねケガをさせた
- ・子どもが友達と喧嘩をしてケガをさせた
- ・飼い犬が通行人に噛みついた
- ・マンションで階下に水漏れを起こした
- ・買物中の店で高価な商品を壊した

上記のような過失による事故は補償の対象となりますが、同居の親族に対する損害賠償や他人から借りた物を壊した場合の損害賠償、故意に起こした事故などは対象外です。

また、通勤途中の事故はカバーされますが、仕事上の事故はカバーされません。

◆「個人賠償責任保険」の特徴

この「個人賠償責任保険」は、契約者本人だけでなく、配偶者や同居の親族、1人暮らしの学生など生計を同じくする別居の未婚の子どももカバーできるのが特徴です。

加入方法は、損害保険会社の販売する「自動車保険」「火災保険」「傷害保険」のいずれかに加入したうえで、特約として上乗せを行うのが一般的なようです。

◆加入時のチェックポイント



チェックポイントとして、以下のことが挙げられます。

- (1) 示談交渉代行サービスが付いているか
- (2) 重複契約になっていないか
- (3) 自動車の売却や引越などで保険が途切れていないか
- (4) 海外で賠償責任を負った場合でも補償されるか

特約の保険料は、最大保険金額 1 億円（または無制限）であっても、年額 1,000 円～2,000 円程度で済むようです。

応募者のアルバイト経験を 企業はどう判断するか

◆アルバイトに関する調査結果

株式会社インテリジェンスが運営する「an」（求人情報サービス）は、20～40代の男女を対象として、「就活でアピールできそうなアルバイト」について調査を実施し、その結果を発表しました。この調査では13,418人が回答しています。

◆就活で何をアピールするか？

「就職活動の際にアピールできそうなアルバイト」との質問に対する回答ベスト3は次の通りで

した。

- (1) 事務・オフィスワーク系…19.5%
- (2) 営業系…18.4%
- (3) 販売系…14.3%

理由としては、1位の「事務・オフィスワーク系」では、PCスキルや書類作成スキルなど仕事での実務に直結した能力を身に付けられるという、就活での経験談が数多くみられました。

2位の「営業系」では、社会人としてのビジネスマナーを学生のうちから身に付けられることにメリットを感じる意見が多くみられました。

◆明確な「採用方針」が重要

採用企業側としては、アルバイト経験なども含め、筆記試験・面接などを通じて応募者の様々な側面を見ていく必要があります。

しかし、採用活動を始める前に重要なことは、「自社がどのような会社なのか?」「自社はどのような方針の下に経営を行っているのか?」を改めて確認し、そして「自社にとってふさわしい人材」「自社の戦力になる人材」「自社が求めている人材」がどのような人なのかを明確にしておくことです。

そのような方針もなしに闇雲に採用活動が続けてもうまくいかないでしょう。

12月の税務と労務の手続[提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

15日

- 勤労青少年旅客運賃割引証交付申請書の提出

<12月15日～1月25日>

[労働基準監督署]

31日

- 固定資産税<都市計画税>の納付<第3期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

本年最後の給料の支払を受ける日の前日まで

- 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出 [給与の支払者 (税務署)]
- 給与所得者の保険料控除申告書<生命保険・損害保険・社会保険>兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の提出 [給与の支払者 (税務署)]

～当事務所よりひと言～

(11月からスタッフが1名増えました。)

沼幸子 (ぬまさちこ) と申します。

約14年間勤めていた会社を辞め、今回初めて転職をし、こちらの事務所で働くこととなりました。

前職では、社会保険や雇用保険などの手続きや給与計算、経理関係業務を主に行っていました。

子供4人 (男の子3人、女の子1人) のパワフルママです。

とても温かい感じの事務所で、所長、橋本さんと一緒にお仕事ができることになり、とてもうれしく感じています。

3年間のブランクがありますが、色々な仕事を早く覚え、皆さんの補助ができるようになればと思っています。

よろしく願いいたします。